

別表1 補助対象施設・事業及び配分基礎単価（地域密着型サービス等整備等補助事業）

1.対象施設等	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費
① 地域密着型サービス等の整備			市町村の整備計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	69,200 千円	施設数	
小規模な介護医療院	69,200 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,960 千円	整備床数	
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	2,210 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	41,500 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,800 千円	施設数	
介護予防拠点	11,000 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,480 千円	施設数	
生活支援ハウス	44,100 千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,480 千円	整備床数	
施設内保育施設	14,800 千円	施設数	
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530 千円	整備床数	

介護施設等の合築等		
第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる施設等との合築・併設	合築・併設する施設それぞれの配分基礎単価に 1.05 を乗じた額	整備床数又は施設数
② 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,400 千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
③ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	69,200 千円	施設数
介護医療院	69,200 千円	施設数
養護老人ホーム	2,960 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。

④ 災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	69,200 千円	施設数	
介護医療院	69,200 千円	施設数	
養護老人ホーム	2,960 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

注 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

別表2 補助対象施設及び配分基礎単価（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

1. 対象施設等	2. 配分基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
① 介護施設等の施設開設準備経費支援事業			
定員 30 人以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 養護老人ホーム 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1,036 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	5,200 千円	施設数	
定員 29 人以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサ	1,036 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数	

	ービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400 千円	施設数	
	都市型軽費老人ホーム	520 千円	定員数	
	小規模な養護老人ホーム	520 千円		
	施設内保育施設	5,200 千円	施設数	

② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

定員 30 人以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520 千円	定員数 ※ただし、補助額の上限を一施設あたり5千万円とする。	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
養護老人ホーム				
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定員 29 人以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数 ※ただし、補助額の上限を		
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				

	小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサ ービス付き高齢者向け住 宅であって、特定施設入居 者生活介護の指定を受け るもの)		一施設あたり 5 千万円とす る。	
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所	8,640 千円	施設数	
	都市型軽費老人ホーム	260 千円	定員数 ※ただし、補助 額の上限を一 施設あたり 5 千万円とする。	
	小規模な養護老人ホーム			
	施設内保育施設	2,600 千円	施設数	

備考

- ① 介護施設等の開設時、増床時及び再開発時（改築時）に必要な経費については、府が所管する施設は直接補助事業、これ以外の施設は間接補助事業
- ② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費については、直接補助事業

別表3 補助対象施設及び配分基準（定期借地権設定のための一時金の支援事業）

1.対象施設等	2.配分基準	3.補助率	4.対象経費
【本体施設】	当該施設等を整備する用地に係る 国税局長が定める 路線価(路線価が 定められていない 地域においては、 固定資産税評価額 に国税局長が定め る倍率を乗じた額 等知事が定める合 理的な方法による 額)の2分の1	1 / 2	定期借地権設定に 際して授受される一 時金であって、借地 代の前払いの性格を 有するもの(当該一時 金の授受により定期 借地権設定期間中の 全期間又は一部の期 間の地代の引下げが 行われていると認め られるもの)
① 定員 30 人以上の広域型施設			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
② 定員 29 人以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
【合築・併設施設】			

定員 29 人以下の地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

別表4 補助対象施設及び配分基準単価（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

1.区分	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費
① 既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室 → ユニット化」改修	1,480千円	整備床数	
「多床室 → ユニット化」改修	2,960千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	906千円	整備床数	
④ 介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需要費(修繕料)、使用料及び賃貸料又
特別養護老人ホーム	4,330千円	施設数	
介護老人保健施設			
介護医療院			

養護老人ホーム			は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
軽費老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定入居者生活介護の指定を受けるもの）			

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

注 いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない

別表5 別表1及び別表4の「2. 配分基礎単価」の加算措置

1. 区 分	2. 対象施設の種類の種類	3. 加算額
—公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	0.10 を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	0.30 を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	0.30 を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づき実施される事業のうち、同項第4号の規定により政令で定める施設(取壊し費用を含む。)	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス ・介護医療院	0.32 を乗じて得た額

別表6 配分基礎単価（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）

1.区分	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費	5.補助率
① 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,340 千円	知事が認める台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,240 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,410 千円	1 か所		
家族面会室の整備等経費支援	4,330 千円	施設・事業所		

③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,220千円	整備 床数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
--------------------------------------	----------------	------------------	---	------------

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

注 いずれの介護施設等も、定員規模は問わない

別表7 補助対象施設及び配分基準（介護職員の宿舎施設整備事業）

1.区分	2.配分基準	3.補助率	4.対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

注 いずれの介護施設等も、定員規模は問わない